

内閣官房内閣総務官室
障害者雇用専門支援員等（非常勤一般職国家公務員）募集要項

1 採用内容

- ① 職 名: 上席障害者雇用専門支援員 又は 障害者雇用専門支援員
- ② 採用予定者数: 若干名
- ③ 採用予定日: 令和4年8月以降
※採用日については、御相談の上、決定させていただきます。

2 業務内容

- ・内閣官房に勤務する障害者である職員に対する支援
- ・障害者である職員及び関係部局並びに障害者就業・生活支援センター等との連絡調整
- ・関係部局等への障害者雇用に関する助言及び指導並びに情報提供
- ・その他内閣官房の障害者雇用に必要なと認めるもの

※この他、内閣人事局の国の行政機関の障害者雇用の推進に関する業務の支援などをお願いする場合があります。

3 応募要件

以下の要件に該当する方。年齢不問。

- (1) 大学卒業程度の学歴又はこれと同等以上の学力を有すること。
- (2) 障害者雇用に関して、資格又は業務経験などを通じて、一定の知見を有すること。
- (3) 障害者の就労支援関係業務に従事した経験が概ね5年以上あること

4 応募資格

以下に該当する方は応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

5 応募方法

(1) 提出書類

① 履歴書

- ・市販の用紙で可。電子的に作成した履歴書の印刷物も可。
- ・写真貼り付け(6か月以内に撮影したもの)
- ・日中確実に連絡が付き連絡先(電話番号、メールアドレス等)を必ず明記すること。

② 業務経歴書

- ・これまで従事した業務の内容を具体的に記述したもの。
- ・様式自由(氏名を記入してください。)
- ・3の応募要件(2)及び(3)に掲げた事項については、詳細が分かるように具体的内容を記述すること。

(2) 提出方法及び書類送付先

郵送に限る。(封筒の表面に、朱書きで「障害者雇用専門支援員」と記載のこと。)

(送付先)

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房内閣総務官室調整担当 宛て

(3) 提出締切

令和4年7月28日(木)(必着)

※選考は順次行い、採用者が決定次第、締切りとさせていただきます。

6 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※選考は、応募の書類が届き次第、随時行います。

※書類審査(1次選考)の結果、面接(2次選考)を行うことになった方にのみ、面接の日時・場所等をご連絡させていただきます。

※応募書類は返却いたしません(責任廃棄)。

7 勤務条件

・勤務地: 東京都千代田区永田町1-6-1内閣府本府庁舎

※必要に応じて内閣官房の各部局の庁舎において勤務する場合があります。

・勤務時間: 1日5時間45分(10:00~12:00及び13:30~17:15) 土・日・祝日及び年末年始は休み。

※勤務日数や勤務時間は、上記を原則としますが、御相談により変更可能。

・任期: 令和4年8月1日から令和5年3月31日まで(予定)

※採用日については、御相談の上、決定させていただきます。

※勤務実績により更新あり

・給与等: 月額 9,810円~17,300円

(資格、経験、業績、担当する業務等により上席障害者雇用専門支援員又は障害者雇用専門支援員のいずれかに格付けし、給与額を決定。)

※上記の額については、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合がありますので、御承知おきください。

※通勤手当支給(実費、1か月あたり上限 55,000 円)※マイカー通勤不可

※雇用保険、健康保険、厚生年金保険及び介護保険適用は加入要件に従う。

※休暇については、人事院規則に基づき、勤務実績を踏まえ付与

※賞与・昇給なし

8 その他

採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。

9 問い合わせ先

内閣官房内閣総務官室調整担当

電話(03)5253-0444

内線85127、85115、85130